

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	固定資産税・都市計画税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、固定資産税・都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、個人情報保護条例及び東大阪市情報セキュリティ基本方針により、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持に関する条項を含め個人情報を保護している。

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和3年9月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム7

①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 宛名情報の連携 <ul style="list-style-type: none"> ① 既存住民基本台帳システムから宛名連携 ② 各業務システムから個別宛名連携 ③ 共通基盤に接続した端末からの個別宛名登録 (2) 統合宛名番号の付番 (3) 宛名情報の照会 <ul style="list-style-type: none"> ① 各業務システムから宛名照会に対する応答 ② 共通基盤に接続した端末からの宛名情報照会 2. 符号取得に関する機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 符号取得要求 <ul style="list-style-type: none"> ① 統合宛名番号の中間サーバーへの連携 ② 中間サーバーからの処理通番受取 ③ 既存住民基本台帳システムへの処理通番・符号取得要求情報の連携 ④ 符号取得状態の更新 3. アクセス管理機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 認証・アクセス制御情報設定 (2) 認証情報の受付 (3) ログ収集 4. 情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報照会データ連携 <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーへ情報照会要求送信 (2) 情報提供結果データ取得 <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーから情報照会結果受取 5. 副本管理(情報提供)機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中間サーバーへの情報登録 6. 庁内連携機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務情報連携 <ul style="list-style-type: none"> ① 各システム間の業務情報連携 ② 共通基盤に接続した端末から業務情報の登録・管理 (2) 業務情報変換(フォーマット・コード・文字変換)
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、各業務システム)</p>

システム8

①システムの名称	家屋評価業務支援システム
②システムの機能	課税客体となる家屋を公正かつ効率的に評価し、家屋評価情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム9

①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に土地、家屋又は償却資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	固定資産税・都市計画税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報及び、番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号:所有者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために識別番号(宛名番号)を保有する 地方税関係情報:課税対象となる資産情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	固定資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム、共通基盤システム)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム)	
③使用目的 ※	固定資産税・都市計画税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。	
④使用の主体	使用部署	税務部、日下行政サービスセンター、四条行政サービスセンター、中鴻池行政サービスセンター、若江岩田駅前行政サービスセンター、楠根行政サービスセンター、布施駅前行政サービスセンター、近江堂行政サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納税義務者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。 2. 土地・家屋・償却資産において、納税義務者・所有者情報の登録・参照を行う。 3. 調査及び届出等による情報から、減免等の登録を行う。 4. 賦課処理を行い、納税義務者へ宛名情報をもとに納税通知書を発送する。 5. 固定資産に係る各種証明書、名寄帳等を発行する。 	
	情報の突合	入手した情報について、本市で登録されている宛名情報と突合し、対象者を正確に把握する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
固定資産税システムの運用・管理及び保守		
①委託内容	固定資産税システムの運用・管理及び保守に関する委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
共通基盤システムの運用・保守業務		
①委託内容	共通基盤システムの運用・保守に関する委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NTTデータ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。
	⑥再委託事項	共通基盤システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。
委託事項3		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 賦課情報

・税目CD ・相当年度 ・義務者宛名番号 ・賦課履歴番号 ・課税年度 ・通知書番号 ・納付手段CD ・納税整理番号 ・課税明細枚数 ・個人法人CL ・共有賦課CL ・非課税CD ・減免CD ・土地免点未済F ・家屋免点未済F ・償却免点未済F ・調定報奨金 ・前納用確認番号 ・特例前課標額(固定・都計) ・課標額(固定・都計) ・算出税額(固定・都計) ・減税額(固定・都計) ・軽減税額(固定・都計) ・算出税額軽減後(固定・都計) ・減免税額(固定・都計) ・減免税額CD(固定・都計) ・差引税額(固定・都計) ・既課税額 ・年税額 ・納税通知書発行年月日 ・期別税額手入力F ・更正事由CD ・更正年月日 ・更正処理期CD ・通知書発行CL ・当初賦課F ・賦課期日時点F ・賦課期別税額履歴番号 ・賦課按元土履歴番号 ・賦課按元家履歴番号 ・賦課按税詳細履歴番号 ・強制入力F ・備考 ・市区町村識別CD ・旧市区町村識別CD ・処理年月日 ・処理時刻

2. 土地情報

・相当年度 ・物件CD ・土地基本履歴番号 ・異動事由CD ・異動年月日 ・所在地大字 ・所在地小字 ・所在地地番 ・所在地合併CD ・所在地分離番号 ・地番別名称 ・義務者宛名番号 ・義務者共有枝番 ・個人法人CL ・共有分割CD ・法人持分分子 ・法人持分分母 ・閉鎖F ・未登記F ・未評価F ・登記済通知書番号 ・所有者宛名番号 ・所有者共有枝番 ・判別年度 ・判別CD ・登記地目CD ・登記地積 ・登記名義人氏名名称 ・登記名義人住所所在地 ・表示事由CD ・表示受付年月日 ・表示原因年月日 ・旧図面番号 ・権利事由CD ・権利受付年月日 ・権利原因年月日 ・画地CD ・画地代表F ・画地明細履歴番号 ・画地評点履歴番号 ・画地筆数 ・課税合計地積 ・住宅合計地積 ・画地合計地積 ・小規模住宅戸数 ・小規模割合 ・画地一括住宅用地CL ・画地一括家屋総床面積 ・小規模合計地積 ・一般合計地積 ・非住宅合計地積 ・現況地目CD ・現況地積 ・課税地目 ・処理年度 ・非課税CD ・非課税開始年 ・非課税終了年 ・非課税対象地積 ・評価額履歴番号 ・市街化調整区域CD ・農地CL ・市街化農地適用CL ・市街化農宅並開始年度 ・生産緑地指定F ・都市計画税該当F ・住宅用地CL ・住宅用地CL9面積 ・住宅用地割合 ・地積手入力F ・小規模住宅地積 ・一般住宅地積 ・非住宅地積 ・仮換地地区 ・仮換地ブロック本番 ・仮換地ブロック枝番 ・仮換地ロット本番 ・仮換地ロット枝番 ・仮換地理由 ・仮換地保留地CL ・図面番号 ・農地転用条文CD ・農地転用目的CD ・農地転用年月日 ・農地転用受付番号 ・国調完了CL ・国調地積 ・保有税CD ・取得年月日 ・取得価額 ・調査年月日 ・土地調査状況CD ・按分番号 ・土地補正対象地積 ・土地補正種別CD ・土地補正種別連番 ・土地補正率 ・特例CD ・特例開始年 ・特例終了年 ・特例対象地積 ・特例率分子(固定・都計) ・特例率分母(固定・都計) ・軽減CD ・軽減開始年 ・軽減終了年 ・軽減対象地積 ・軽減率分子(固定・都計) ・軽減率分母(固定・都計) ・減免期別CD ・減免CD ・減免開始年 ・減免終了年 ・減免対象地積 ・減免率分子(固定・都計) ・減免率分母(固定・都計) ・前年度課税手入力F ・平米前年課標(固定・都計) ・前年度課標(固定・都計) ・課税計算CL ・評価額前回 ・評価額今回 ・評価額全体 ・非住宅地積(固定・都計) ・平米課標本則(固定・都計) ・課標額本則(固定・都計) ・平米課標基準(固定・都計) ・課標額基準(固定・都計) ・平米課標当年(固定・都計) ・課標額当年(固定・都計) ・課標額(固定・都計) ・農地基前課標(固定・都計) ・課標額基前(固定・都計) ・基前課標強制入力F ・平米価格 ・下落率 ・時点修正率 ・負担水準率(固定・都計) ・負担調整率(固定・都計) ・税相当額(固定・都計) ・特例課標額(固定・都計) ・軽減課標額(固定・都計) ・軽減税額(固定・都計) ・減免課標額(固定・都計) ・減免税額(固定・都計) ・減税額基礎(固定・都計) ・減税額(固定・都計) ・差引税相当額(固定・都計) ・未計算F ・賦課期日時点F ・所在地連結 ・所在地連結登記 ・比準年度 ・比準土地物件番号 ・標準宅地CD ・備考 ・評価替年度 ・評価CL ・評価地目CD ・市街化調整区域CD ・造成費CD ・正面路線番号 ・正面間口距離 ・正面奥行距離 ・側方1路線番号 ・側方1間口距離 ・側方1奥行距離 ・側方1角地CL ・側方2路線番号 ・側方2間口距離 ・側方2奥行距離 ・側方2角地CL ・二方路線番号 ・二方間口距離 ・二方奥行距離 ・不整形CL ・想定整形地積 ・想定整形間口 ・想定整形奥行 ・蔭地割合 ・三角地CL ・三角地角度 ・近い奥行 ・大規模工場用地地積 ・按分率 ・標準地番号 ・比準間口距離 ・比準奥行距離 ・比準形状CL ・比準日照状況CL ・比準田面乾湿CL ・比準農地傾斜CL ・比準保水排水CL ・比準耕うん難易CL ・比準災害CL ・比準標高差 ・比準支線距離 ・比準幹線距離 ・画地補正種別CD ・画地補正種別連番 ・画地補正率 ・画地異動年度 ・画地異動CD ・単位CL ・用途地区CD ・正面種類CD ・正面路線価 ・側方1種類CD ・側方1路線価 ・側方2種類CD ・側方2路線価 ・二方種類CD ・二方路線価 ・標準地単価 ・正面路線評価点 ・側方1路線評価点 ・側方2路線評価点 ・二方路線評価点 ・造成費加減 ・造成費 ・造成費超マーク ・合計評価点 ・市区町村識別CD ・旧市区町村識別CD ・処理年月日 ・処理時刻

3. 家屋情報

・相当年度 ・物件CD ・家屋基本履歴番号 ・異動事由CD ・異動年月日 ・棟番号本番 ・棟番号登記枝番 ・棟番号枝番 ・主たる建物F ・県評価F ・義務者宛名番号 ・義務者共有枝番 ・個人法人CL ・共有分割CD ・閉鎖F ・所在地大字 ・所在地小字 ・所在地地番 ・所在地合併CD ・所在地分離番号 ・地番別名称 ・外所在地F ・外筆数 ・外所在地履歴番号 ・画地CD ・共有宛名番号 ・共有枝番 ・部屋番号 ・仮換地地区 ・仮換地ブロック本番 ・仮換地ブロック枝番 ・仮換地ロット本番 ・仮換地ロット枝番 ・未登記F ・登記済通知書番号 ・表示事由CD ・表示受付年月日 ・表示原因年月日 ・権利事由CD ・権利受付年月日 ・権利原因年月日 ・所有者宛名番号 ・所有者共有枝番 ・登記名義人氏名名称 ・登記名義人住所所在地 ・家屋番号 ・符号 ・建物番号 ・登記構造CD ・登記種類CD ・登記屋根CD ・登記階層地上 ・登記階層地下 ・該当階層地上地下CL至 ・該当階層階自 ・該当階層地上地下CL至 ・該当階層階至 ・登記床面積 ・家屋評価システム番号 ・現況構造CD ・現況種類CD ・登記種類名 ・現況屋根CD ・現況階層地上 ・現況階層地下 ・現況床面積 ・各階床面積履歴番号 ・非課税CD ・非課税開始年 ・非課税終了年 ・非課税対象床面積 ・調査年月日 ・調査状況CD ・貸家F ・新增減CL ・棟数加算CL ・住宅戸数 ・居住部分床面積 ・評価替CL ・評価替年度 ・経過措置評価額 ・減価額 ・上昇率 ・評価種類CD ・工法CD ・建築年月日 ・評価建築年 ・経過年数 ・市街化調整区域CD ・都市計画税該当F ・簡易附属家F ・調査評点単価 ・調査評点合計 ・再建築費単価 ・再建築費評点数 ・経年減点補正率 ・強制経年減点補正率 ・積雪寒冷地補正率 ・損耗補正率 ・家屋補正種別CD ・家屋補正率 ・評点数 ・一点単価 ・理論評価額 ・強制評価額 ・決定価格 ・複合構造評価連番 ・複合構造主たる建物F ・複合構造現況構造CD ・複合構造評価種類CD ・複合構造経過年数 ・複合構造再建単価 ・複合構造経年補正率 ・複合構造雪寒補正率 ・特例CD ・特例開始年 ・特例終了年 ・特例対象床面積 ・特例率分子(固定・都計) ・特例率分母(固定・都計) ・軽減開始年 ・軽減終了年 ・軽減対象個数 ・軽減対象床面積 ・軽減率分子(固定・都計) ・軽減率分母(固定・都計) ・軽減非該当CD ・軽減非該当個数 ・減免CD ・減免開始年 ・減免終了年 ・減免対象床面積 ・減免率分子(固定・都計) ・減免率分母(固定・都計) ・特例課標額(固定・都計) ・課標額(固定・都計) ・税相当額(固定・都計) ・軽減税額(固定・都計) ・減免税額(固定・都計) ・差引税相当額(固定・都計) ・未計算F ・賦課期日時点F ・棟番号連結 ・所在地連結 ・家屋番号連結 ・備考 ・市区町村識別CD ・旧市区町村識別CD ・処理年月日 ・処理時刻 ・判別CD ・按分番号 ・前基準年単価 ・耐用年数 ・減免期別CD ・比準区分 ・図面番号 ・底地町名コード ・底地小字コード ・底地地番 ・底地合併CD ・底地分離番号 ・処理年度 ・前々基準年単価

4. 共有情報

・相当年度 ・共有宛名番号 ・履歴番号 ・最終枝番 ・代表者宛名番号 ・代表者個人法人CL ・共有分割CD ・構成員不詳F ・外人数 ・持分分子合計 ・持分分母合計 ・法人持分分子合計 ・法人持分分母合計 ・補正係数算出CL ・補正一括更新CL ・補正係数 ・マンション漢字名 ・マンションカナ名 ・マンション清音カナ名 ・入力状態CL ・異動年月日 ・論理削除F ・論理削除年月日 ・備考 ・共有枝番 ・部屋番号 ・構成員宛名番号 ・構成員共有枝番 ・構成員数 ・個人法人CL ・持分不明F ・持分分子 ・持分分母 ・法人持分分子 ・法人持分分母 ・税額按分率(固定・固定) ・家屋評価補正率 ・登記名義人氏名名称 ・登記名義人住所所在地 ・敷地権CD ・補正係数CL ・非住宅F ・要個別通知F ・異動事由CD ・異動年月日 ・家屋番号 ・減免事由CD ・減免開始年 ・減免終

了年・減免率分子(固定・都計)・減免率分母(固定・都計)・減免対象者持分分子・減免対象者持分分母・減免期別・非課税CD・非課税開始年・非課税終了年・市区町村識別CD・旧市区町村識別CD・処理年月日・処理時刻

5. 償却資産情報

・相当年度・義務者宛名番号・償却申告履歴番号・申告状況CD・電子申告F・産業分類大分類CD・産業分類CD・合算先義務者宛名番号・単独課税CL・事業所CL・資本金・義務者電話番号・事業開始年月日・事業終了年月日・閉鎖事由CD・決算期・屋号・応答者氏名・応答者電話番号・税理士宛名番号・短縮耐用年数承認CL・増加償却届出CL・非課税該当資産CL・課税標準特例CL・特別償却圧縮記帳CL・税務会計上償却方法CL・青色申告CL・借用資産CL・事業所用家屋所有CL・借用資産貸主名称・申告書発送CL・申告書発送年月日・申告書受付年月日・申告書修正受付年月日・督促催告発送CL・督促年月日・催告年月日・価格決定CL・合算価格決定CL・課税標準額・合算課税標準額・調査年月日・償却調査状況CD・前年申告状況CD・資産の所在地・添付資料番号・添付資料名称・償却種類CD・資産番号・償却一品履歴番号・一品異動CD・申告年度・資産の名称・一品資産CL・数量・取得年月・元旦取得CL・手入力CL・取得価額・取得価額前回・増加事由CD・減少事由CD・減少CL・特例CD・特例率分子・特例率分母・特例適用年度・特例開始年・特例終了年・減免CD・減免率分子・減免率分母・減免開始年・減免終了年・帳簿価額今回・帳簿価額前回・評価額今回・評価額前回・控除課税額帳簿・控除課税額評価・最低限度CL帳簿・最低限度CL評価・加算控除額帳簿・加算控除額評価・減免税額帳簿・減免税額評価・耐用年数・減価残存率・適用月数・増加率・償却申告CL・償却集計履歴番号・前年前取得価額・前年中減少価額・前年中取得価額・取得価額合計・帳簿価額・評価額・課税額帳簿・課税額評価・控除課税額帳簿・控除課税額評価・特例課税額帳簿・特例課税額評価・減免税額帳簿・減免税額評価・賦課期日時点F・備考・市区町村識別CD・旧市区町村識別CD・処理年月日・処理時刻

6. 宛名情報

・宛名番号・住民種別・住記住民状態・住民状態・世帯番号・世帯主氏名・続柄・自治省CD・住所・方書・郵便番号・氏名・通称・生年月日・性別・住民年月日・住民届出年月日・住民事由CD・住定年月日・住定届出年月日・住定異動事由CD・前住所・前住所方書・前住所郵便番号・本籍自治省CD・本籍・筆頭者・住なく年月日・住なく届出年月日・住なく事由CD・転出先自治省CD・転出先住所・転出先方書・転出先郵便番号・転出予定年月日・転確年月日・国籍CD・外国人住民年月日・第30条45規定区分・在留資格CD・在留期間・交付年月日・有効期間等・異動事由CD・登録年月日・異動年月日・届出年月日・業務処理年月日・論理削除区分・論理削除年月日・未作成外字フラグ・最初登録業務CD・住記個人番号・更新者職員番号・使用業務CD・連絡先区分・連絡先電話番号・連絡先FAX番号・電子メールアドレス・備考・支援種別・受付年月日・支援期間更新年月日・設定年月日・解除年月日・一時解除・一時解除設定年月日・一時解除解除年月日・メモ・所在地自治省CD・所在地住所・所在地方書・所在地郵便番号・法人名称・支店名称・部署名称・法人区分・法人格挿入位置区分・特徴事業所該当区分・特徴指定番号・送付先開始年月日・送付先停止年月日・送付先自治省CD・送付先住所・送付先方書・送付先郵便番号・送付先名称・送付先支店名称・送付先部署名称・口座用途区分・口座開始年月日・口座停止年月日・金融機関CD・店舗CD・口座種別・口座番号・名義人・振替方法・口座振替依頼日・一時停止該当区分・納管人開始年月日・納管人停止年月日・納管人種別CD・補番・所有者名・理由・人数不一致・持分不一致・個人番号・法人番号・統合宛名番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示により本人確認を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	権限の管理を行っており、個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ・共有IDを禁止し、担当者それぞれに個別のIDを付与しているため権限のない者による不正な利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	・収納管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、税務部内総務担当課が管理を行い、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・収納管理システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって収納管理システムの利用ができないよう、利用及びアクセス権限を変更・確認している
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・個人情報の目的外利用及び第三者提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・個人情報の保護状況に係る検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・契約に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託を禁止している。 ・再委託の際には、委託先と同様の措置を義務付けている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [O] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムとしての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会対象者の基本4情報を確認しながら情報照会依頼を行うことで、誤った対象者の特定個人情報の入手のリスクを軽減している。 ・共通基盤システムは、照会許可照合リスト情報を管理し、情報照会の連携に際しては、照会許可照合リスト情報と操作職員の紐付けをチェックしアクセスを制御している ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムとしての措置></p> <p>特に慎重な判断・対応が求められる特定個人情報については、情報照会に対する自動応答がなされないよう管理・設定することで不正に提供されるリスクを低減している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムを介して、情報提供ネットワークシステムを利用する場合も、ユーザー認証を行う。 ・どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で提供したのかがすべて記録される。 ・番号法及び条例上認められる入手以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<共通基盤システムとしての措置>

- ・共通基盤システムでは、中間サーバーとの接続に係るログを記録し、不適切な情報の入手・提供を抑制している。
- ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、各業務システム個別にさせることなく、共通基盤システムに一本化している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○物理的対策

- ・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。
- ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。
- ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。

○技術的対策

- ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。
- ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。
- ・特定の端末以外は記録媒体を接続できないような仕組みが構築されている。
- ・特定の端末及びサーバにログインするためには二重三重の認証を必要とする仕組みが構築されている。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては指導を行い、内容によっては懲戒の対象となりうる。 ・システムの運用等を委託するときは、データ保護管理規定に基づき、あらかじめ管理者と協議を行い、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東大阪市市長公室広報広聴室 市政情報相談課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3123
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東大阪市税務部固定資産税課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3140
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

